

## 令和2年度 第1回足柄下探択地区協議会（書面会議）結果

**【議事1】** 令和元年度決算及び令和2年度予算（案）について

**【結 果】**

議事1の令和元年度決算及び令和2年度予算（案）について、特に意見等がなかったため原案のとおり承認されたもの。

**【議事2】** その他

中学校教科用図書採択の意見聴取等について

**【結 果】**

中学校教科用図書採択の意見聴取等について、特に意見等がなかったため、今年度も同様に実施することとした。

## 令和2年度 第1回足柄下採択地区協議会（書面会議）議事説明事項

### 【議事1】 令和元年度決算及び令和2年度予算（案）について

#### 令和元年度 足柄下採択地区協議会決算書 P2

- ・収入については、前年度繰越金、各町からの負担金（内訳は説明欄に記載）であり、予算額と同額の280,830円である。
- ・支出の部については、旅費125,000円（内訳は、協議会委員及び検討会委員が65,000円、調査員が60,000円）、食糧費36,171円（内訳は、会議時お茶代2,046円、第2回検討会時食事代28,000円）、支出合計161,171円である。
- ・収入総額280,830円、支出総額161,171円、差引残高119,659円は次年度に繰越すもの。
- ・決算について、令和2年5月13日（水）に真鶴町の牧岡教育長に監査を受けた結果、収入支出は適正に行われていることを認められた。

#### 令和2年度 足柄下採択地区協議会予算書 P3

- ・収入については、負担金120,000円（内訳は説明欄に記載）、繰越金119,659円（令和元年度決算による額）で、合計239,659円である。
- ・支出については、旅費160,000円（内訳は説明欄に記載、今年度の調査員は14名）、消耗品費10,000円（コピー用紙を購入予定）、食糧費40,000円（内訳は説明欄に記載、昨年度同様に調査員の調査研究報告が長時間となることから昼食を用意）、予備費29,659円、支出合計は収入合計と同額の239,659円を見込んでいる。

### 【議事2】 その他

#### 中学校教科用図書採択の意見聴取等について P4

- ・教科用図書採択について、実際に教科書を使用する学校現場の意見や展示会で教科書を閲覧した一般者からの意見を反映することを目的に、令和元年度から試行的に実施しているが、今年度についても同様に実施するもの。  
なお、実施方法については、P5のとおりとする。

令和2年度教科用図書足柄下採択地区協議会委員名簿

No.	所 属 等	職 名	氏 名	備 考
1	箱根町教育委員会	教育長	對 木 雄 一	
2	真鶴町教育委員会	教育長	牧 岡 努	
3	湯河原町教育委員会	教育長	高 橋 正	
4	箱根町教育委員会	委員	勝 俣 正 志	教育長職務代理者
5	箱根町教育委員会	委員	上 野 里 佳	
6	箱根町教育委員会	委員	橋 口 裕 子	
7	箱根町教育委員会	委員	田 崎 吾 郎	
8	真鶴町教育委員会	委員	瀧 本 朝 光	教育長職務代理者
9	真鶴町教育委員会	委員	草 柳 栄 子	
10	真鶴町教育委員会	委員	佐々木美穂	
11	真鶴町教育委員会	委員	松 野 司	
12	湯河原町教育委員会	委員	小 松 泰 子	教育長職務代理者
13	湯河原町教育委員会	委員	貴 田 太 史	
14	湯河原町教育委員会	委員	西 山 清 和	
15	湯河原町教育委員会	委員	山 田 貴 子	

令和元年度 足柄下探択地区協議会決算書

収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	説 明
繰 越 金	160,830	160,830	
負 担 金	120,000	120,000	箱根町 ¥34,000円 真鶴町 ¥30,000円 湯河原町 ¥56,000円
雑 収 入	0	0	
合 計	280,830	280,830	

支出の部

項 目	予 算 額	決 算 額	説 明
旅 費	160,000	125,000	協議会委員、検討会委員及び調査員 費用弁償
消 耗 品 費	10,000	0	
食 糧 費	40,000	36,171	会議時お茶代 検討会時食事代
予 備 費	70,830	0	
合 計	280,830	161,171	

収支差引残高 119,659円は次年度に繰越します。

上記のとおり報告します。

令和2年3月31日 足柄下探択地区協議会

会 長 小 林 恭



上記について監査した結果、収入支出は適正に行われていることを認めます。

令和2年3月31日 足柄下探択地区協議会

監 査 牧 岡 努



令和2年度 足柄下採択地区協議会予算書 ~~(案)~~

収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	説 明
負 担 金	120,000	箱根町 34,000円 真鶴町 30,000円 湯河原町 56,000円
繰 越 金	119,659	
雑 収 入	0	
合 計	239,659	

支出の部

項 目	予 算 額	説 明
旅 費	160,000	協議会委員、検討会委員及び調査員費用弁償 @1,000円×延160回=160,000円
消 耗 品 費	10,000	事務用品費等
食 糧 費	40,000	会議時お茶代 10,000円 検討会時食事代 30,000円
予 備 費	29,659	
合 計	239,659	



## 令和2年度 中学校教科用図書採択の意見聴取等について

### 【教科用図書展示会について】

- 1 展示会を法定期間（6/12～7/1）で実施する。
- 2 展示会については、教育委員会（一般向け）及び各学校において法定期間内で実施する。
- 3 各学校には、展示会開始前に見本本を配付し、教員が閲覧できるようにし、展示会終了後に見本本を回収する。  
※教科用図書採択後に見本本を配付し、授業での活用を図る。
- 4 展示会については、閲覧者の意見聴取を行う。

### 【意見聴取について】

- ア 意見聴取については、別紙「教科用図書意見票（例）」を用いて投票形式で行う。
- イ 「教科用図書意見票（例）」には氏名を記入する。名のみ、氏のみの場合や無記名、イニシャル等は無効とする。
- ウ 「教科用図書意見票（例）」は集計するが氏名は公表しない。また、採択後、一か月後に廃棄処分とする。
- エ 「教科用図書意見票（例）」は展示会終了日に各学校等の展示場所から回収する。氏名については、黒塗りをして集計する。
- オ 「教科用図書意見票（例）」は回収後、速やかに集計用紙（指定）に集計し、事務局にメール等で送付する。
- カ 一教科に一票として、全教科投票しても可。一教科でも可とする。

# 足柄下採択地区協議会規約

## (目的)

第一条 足柄下採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。）第13条第4項の規定に基づき、足柄下採択地区内の町立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行い、種目ごとに同一の教科用図書を採択することを目的とする。

## (名称)

第二条 協議会は、足柄下採択地区協議会という。

## (協議会を設ける町の教育委員会)

第三条 協議会は、次に掲げる町の教育委員会（以下「各町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 箱根町教育委員会
- 二 真鶴町教育委員会
- 三 湯河原町教育委員会

## (組織及び委員)

第四条 協議会は、各町教育委員会の教育長及び教育委員をもって組織する。

2 委員の任期は4年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第五条 協議会に会長、副会長及び監査を置く。

2 会長、副会長及び監査は、委員の互選により選任する。

3 役員任期は4年とする。ただし、任期の途中で役員各職が交代した場合における後任の役員各職の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員職務)

第六条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 監査は、協議会及び足柄下採択検討会（以下「検討会」という。）の会計を監査する。

## (庶務)

第七条 協議会の庶務は、会長の所属する町教育委員会において処理する。

(会議の招集及び運営)

第八条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議は、公開とする。ただし、委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(教科用図書の選定の方法)

第九条 教科用図書の選定は、神奈川県教育委員会が作成した選定資料並びに検討会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において、次の各項により決する。

2 委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、上位の得票数に達した2種類の教科用図書について投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第十条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく各町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

(説明者の出席等)

第十一条 会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者を出席させ、又は、資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第十二条 教科用図書の採択替えのない年度については、第八条の規定によらず、各町教育委員会の教育長による小委員会を開き、当採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行う。

(議事録及び資料の公表)

第十三条 協議会の会議の議事録等については、各町教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

(経費の支弁の方法等)

第十四条 協議会及び検討会に要する費用は、各町教育委員会の協議により決定した額について、各町が負担する。

2 協議会及び検討会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第十五条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項については各町教育委員会の協議により定めることができる。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 足柄下地区教科用図書共同採択協議会規約（平成17年4月1日）は廃止する。

附 則

この規約は、平成27年7月1日から施行する。